

農林水産省木材利用推進計画の実績について（平成30年度）

令和2年3月18日
農林水産省

農林水産省では、「新農林水産省木材利用推進計画」（平成22年12月策定、平成28年4月改定）に基づき、木材利用の拡大に取り組んでいるところであり、今般、平成30年度の実施状況等を次のとおり取りまとめた。

1 農林水産省及び関係機関の庁舎等の施設

○ 対象施設における実績

新築等における木造化や新築又は模様替えにおける内装等の木質化の実績は、以下のとおりである。

① 新築等における木造化

木造率は全体で37%となった。農政局、森林管理局では100%であった。

区分	新築等数	うち木造化が困難であると判断されるものを除いた数	うち木造	木造率	木材使用量	うち国産材 (国産材率)
農林水産省本省	0	0	0	—	—	—
農政局	11	1	1	100%	14.2m ³	4.1m ³ (29%)
森林管理局	9	9	9	100%	586.3m ³	554.4m ³ (95%)
施設等機関等	0	0	0	—	—	—
独立行政法人	17		0	0%	—	—
計	37	27	10	37%	600.5m ³	558.5m ³ (93%)

注1：新築等数には、雑屋建(焼却炉上屋、温室等)の数は含まない。

注2：施設が必要とする機能等の観点から、木造化が困難であると判断される施設(頻繁に消毒液を使用し衛生的に管理する必要がある検疫所等)については、木造率算定の対象外とする。



嶺北森林管理署庁舎
(高知県長岡郡本山町)



北部九州土地改良調査管理事務所 コア倉庫
(福岡県久留米市荒木町)

② 新築等又は模様替えにおける内装等の木質化

木質化率は全体で32%となった。森林管理局では100%、農政局では36%、独立行政法人では3%となった。

区分	新築等又は模様替え数	うち内装等の木質化	木質化率	木材使用量	うち国産材(国産材率)
農林水産省本省	0	0	—	—	—
農政局	11	4	36%	23.2m ³	10.1m ³ (44%)
森林管理局	13	13	100%	599.2m ³	566.7m ³ (93%)
施設等機関等	0	0	—	—	—
独立行政法人	32	1	3%	15.0m ³	15.0m ³ (100%)
計	56	18	32%	637.4m ³	591.8m ³ (93%)

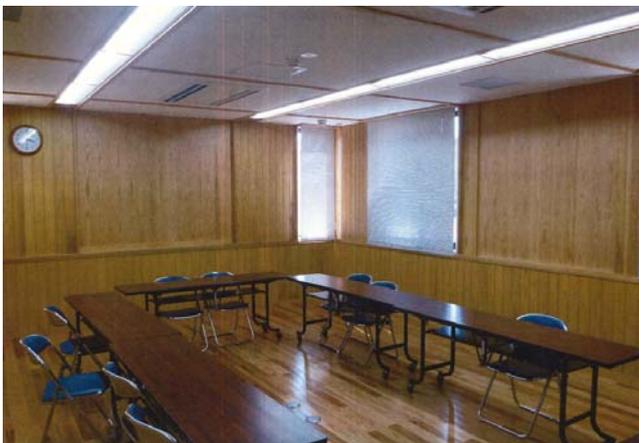
注：施設を新築等により木造化したものは、内装等の木質化をしたものとしてカウントしている。



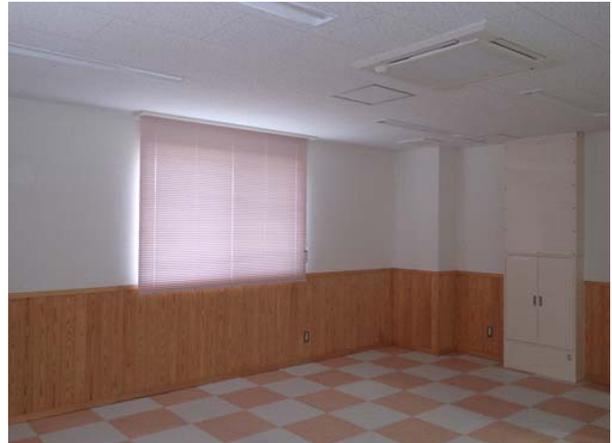
磐城森林管理署草野森林事務所
(関東森林管理局：福島県相馬郡飯館村)



鳥取第3地方合同庁舎
(近畿中国森林管理局：鳥取県鳥取市)



西都児湯森林管理署
(九州森林管理局：宮崎県西都市)



宗吾西機場
(関東農政局：千葉県印西市)

2 農林水産省関係補助事業における建築物等の施設

○ 補助対象施設における実績

補助対象施設における木造化や内装等の木質化の実績は、以下のとおりである。

① 木造化

補助対象施設における木造率は全体では43%となった。

区分	新築等数	うち木造	木造率
生産局	6	0	0%
農村振興局	20	16	80%
林野庁	42	24	57%
水産庁	40	6	15%
計	108	46	43%

② 内装等の木質化

補助対象施設における木質化率は全体では44%となった。

区分	新築等又は模様替え数	うち内装等の木質化	木質化率
生産局	6	0	0%
農村振興局	20	16	80%
林野庁	42	26	62%
水産庁	40	6	15%
計	108	48	44%

注：施設を新築等により木造化したものは、内装等の木質化をしたものとしてカウントしている。



地域連携販売力強化施設（山口県萩市）
[農山漁村振興交付金]



地域連携販売力強化施設（福井県美浜町）
[農山漁村振興交付金]



下地島空港（沖縄県石垣島）
[次世代林業基盤づくり交付金]



種苗生産施設（島根県）
[浜の活力再生交付金]

3 農林水産省関係公共土木工事における工作物及び施設

○ 公共土木工事における実績

事業における木材の使用量や工作物及び施設の木製の割合の実績は、以下のとおりである。

① 事業における木材の使用量

木材の使用量の基準値（平成22年度～24年度に実施した工事費1億円当たりの木材使用量の平均）に対する倍率は、全体では0.7倍、農村振興局では0.8倍、林野庁では0.7倍、生産局では0.4倍、水産庁では0.3倍となった。

部局	木材使用量 (m ³) (A)	工事費総額 (億円) (B)	工事費1億円当たり の木材使用量(m ³) (C)=(A)/(B)	基準値(m ³) (D)	(C) / (D)
生産局	107	1.19	90	243	0.4
農村振興局	162,363	4,168	39	46	0.8
林野庁	135,631	1,852	73	99	0.7
水産庁	59	2.98	20	67	0.3
計	298,160	6,024	49	69	0.7

② 工作物及び施設の木製の割合

・都道府県への補助事業を含む（地方単独事業は含まない）。

(ア) 柵工

木製の割合は全体では72%、農村振興局、林野庁では100%、生産局では47%、水産庁が15%となった。

部局	施工量 (m)	うち木製 (m)	木製の割合	木材使用量 (m ³)
生産局	37,998	17,909	47%	107
農村振興局	2,804	2,790	100%	54
林野庁	34,489	34,381	100%	3,827
水産庁	1,455	224	15%	4
計	76,746	55,304	72%	3,992



鳥獣害防止柵（北海道河東郡鹿追町）
〔草地畜産基盤整備事業〕



集水井防護柵（奈良県宇陀郡曽爾村）
〔民有林補助治山事業〕

(イ) 残存型柵

木製の割合は全体では74%、農村振興局が100%、林野庁が98%となった。
水産庁については、施工箇所が水中であったため、コンクリート製を使用した。

部局	施工量（基）	うち木製	木製の割合	木材使用量（m ³ ）
生産局	0	0	—	0
農村振興局	1	1	100%	1
林野庁	1,226	1,201	98%	29,100
水産庁	397	0	0%	0
計	1,624	1,202	74%	29,101



丸太残存型柵（三重県熊野市）
〔国有林治山事業〕



木製残存型柵（秋田県五城目町）
〔林業専用道整備事業〕

(ウ) 標識工

木製の割合は全体では95%、農村振興局では90%、林野庁では97%、水産庁で95%であった。

部局	施工量 (枚)	うち木製	木製の割合	木材使用量 (m ³)
生産局	0	0	—	0
農村振興局	3,409	3,059	90%	240
林野庁	6,101	5,932	97%	1,241
水産庁	239	227	95%	15
計	9,749	9,218	95%	1,496

(エ) 視線誘導標

木製の割合は全体で95%となった。

部局	施工量 (基)	うち木製	木製の割合	木材使用量 (m ³)
生産局	0	0	—	0
農村振興局	138	138	100%	2
林野庁	1,136	1,136	100%	22
水産庁	61	0	0%	0
計	1,335	1,274	95%	24



林道標識工 (北海道紋別郡滝上町)
[森林環境保全整備事業]



視線誘導標 (福島県いわき市)
[復興再生基盤整備事業 (農地整備事業)]

4 農林水産省及び関係機関における備品及び消耗品

○ 対象物品における実績

備品における木製品の割合及び消耗品における間伐材を使用したものの割合の実績は、以下のとおりである。

① 事務机

木製品の割合は全体では32%、林野庁では75%、林野庁以外の本省では10%、農政局では1%、森林管理局では97%、施設等機関等では4%となった。

部局	導入数（個）	木製品（個）	木製品の割合	非木製品（個）
林野庁	24	18	75%	6
林野庁以外の本省	62	6	10%	56
農政局	397	5	1%	392
森林管理局	214	207	97%	7
施設等機関等	56	2	4%	54
計	753	238	32%	515

② 会議机

木製品の割合は全体では20%、農政局では14%、森林管理局では50%となった。

部局	導入数（個）	木製品（個）	木製品の割合	非木製品（個）
林野庁	0	0	—	0
林野庁以外の本省	15	0	0%	15
農政局	73	10	14%	63
森林管理局	24	12	50%	12
施設等機関等	3	1	—	2
計	115	23	20%	92

③ 書棚

木製品の割合は全体では8%、林野庁以外の本省では16%、農政局では5%、森林管理局では7%、施設等機関等では4%となった。

部局	導入数 (個)	木製品 (個)	木製品の割合	非木製品 (個)
林野庁	0	0	—	0
林野庁以外の本省	89	14	16%	75
農政局	131	7	5%	124
森林管理局	120	8	7%	112
施設等機関等	23	1	4%	22
計	363	30	8%	333

④ コピー用紙

間伐材を使用したものの割合は全体では99%、林野庁、林野庁以外の本省、農政局、森林管理局では100%、施設等機関等では75%となった。

部局	導入数 (枚)	うち間伐材を使用したもの (枚)	間伐材を使用したものの割合	その他の製品 (枚)
林野庁	13,292,500	13,292,500	100%	0
林野庁以外の本省	102,911,000	102,911,000	100%	0
農政局	119,208,639	119,104,121	100%	104,518
森林管理局	48,075,750	48,046,000	100%	29,750
施設等機関等	14,727,100	11,042,600	75%	3,684,500
計	298,214,989	294,396,221	99%	3,818,768



間伐材を使用した製品 (コピー用紙)

⑤ 業務用茶封筒

間伐材を使用したものの割合は全体では88%、林野庁では100%、林野庁以外の本省では99%、農政局では84%、森林管理局では95%、施設等機関等では86%となった。

部局	導入数 (枚)	うち間伐材を使用したもの (枚)	間伐材を使用したものの割合	その他の製品 (枚)
林野庁	62,800	62,800	100%	0
林野庁以外の本省	316,040	311,840	99%	4,200
農政局	1,578,368	1,333,238	84%	245,130
森林管理局	307,698	291,913	95%	15,785
施設等機関等	72,827	62,470	86%	10,357
計	2,337,733	2,062,261	88%	275,472

⑥ 名刺用紙

間伐材を使用したものの割合は全体では13%、林野庁では100%、林野庁以外の本省では2%、農政局では60%、森林管理局では100%、施設等機関等では39%となった。

部局	導入数 (枚)	うち間伐材を使用したもの (枚)	間伐材を使用したものの割合	その他の製品 (枚)
林野庁	16,280	16,280	100%	0
林野庁以外の本省	820,670	18,640	2%	802,030
農政局	72,686	43,786	60%	28,900
森林管理局	31,900	31,900	100%	0
施設等機関等	28,470	11,170	39%	17,300
計	970,006	121,776	13%	848,230

⑦ フラットファイル

間伐材を使用したものの割合は全体では92%、林野庁では100%、林野庁以外の本省では93%、農政局では91%、森林管理局では96%、施設等機関等では61%となった。

部局	導入数 (枚)	うち間伐材を使用したもの (枚)	間伐材を使用したものの割合	その他の製品 (枚)
林野庁	5,130	5,130	100%	0
林野庁以外の本省	30,265	28,175	93%	2,090
農政局	131,833	119,832	91%	12,001
森林管理局	92,130	88,905	96%	3,225
施設等機関等	10,876	6,610	61%	4,266
計	270,234	248,652	92%	21,582



間伐材を使用した製品（フラットファイル）

⑧ チューブファイル

間伐材を使用したものの割合は全体では84%、林野庁では100%、林野庁以外の本省では77%、農政局では93%、森林管理局では79%、施設等機関等では48%となった。

部局	導入数 (冊)	うち間伐材を使用したもの (冊)	間伐材を使用したものの割合	その他の製品 (冊)
林野庁	1,310	1,310	100%	0
林野庁以外の本省	8,787	6,741	77%	2,046
農政局	17,520	16,325	93%	1,195
森林管理局	8,815	6,940	79%	1,875
施設等機関等	2,192	1,061	48%	1,131
計	38,624	32,377	84%	6,247

⑨ 印刷物

間伐材を使用したものの割合は全体では12%、林野庁では42%、林野庁以外の本省では2%、農政局では35%、森林管理局では34%、施設等機関等では39%となった。

部局	導入数 (部)	うち間伐材を使用したもの (部)	間伐材を使用したものの割合	その他の製品 (部)
林野庁	142,296	59,885	42%	82,411
林野庁以外の本省	4,726,085	109,604	2%	4,616,481
農政局	832,337	287,275	35%	545,062
森林管理局	13,577	4,617	34%	8,960
施設等機関等	759,046	299,723	39%	459,323
計	6,473,341	761,104	12%	5,712,237

⑩ 各種会議における飲料

間伐材を使った飲料用紙製缶（カートカン）を使用したものの割合は全体では53%、林野庁では100%、林野庁以外の本省では48%、農政局では6%、森林管理局では91%、施設等機関等では29%となった。

部局	導入数 (本)	うち間伐材を使用したもの（カートカン） (本)	間伐材を使用したもの（カートカン）の割合	その他の製品 (本)
林野庁	638	638	100%	0
林野庁以外の本省	8,058	3,857	48%	4,201
農政局	1,578	94	6%	1,484
森林管理局	3,442	3,120	91%	322
施設等機関等	1,553	450	29%	1,103
計	15,269	8,159	53%	7,110



間伐材を使用した製品（カートカン）

5 木材利用の推進のために必要な取組と実績

項目	具体的取組
<p>需要サイドのニーズに対応した供給体制の整備</p>	<p>大口の需要者への円滑な木材供給を図るため、木材業者の連携等による乾燥材、針葉樹合板、集成材、丸棒製品等に加え、木質耐火部材やCLT等の新たな木質部材の安定供給を促進する。</p> <p>(実績) 地域材を利用した木材製品の安定的・効率的な供給体制の構築や、木材産業の競争力強化に資する木材加工流通施設の整備を支援。</p> <p>また、需要に応じた品質・数量の地域材を安定的・効率的に供給する体制の構築を図るため、原木供給可能量の拡大、協定取引の推進、原木の受入規格の調査の実施等を含めた構想の実現等に向け民有林と国有林が連携した協議会を設置。また、各森林管理局において、国産材の需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む合板・集成材工場等と協定を締結し、それに基づいて間伐材等の国有林材を安定的に供給するシステム販売を実施（30年度システム販売実績：184万m³ 素材のみ）。</p> <p>木材製品の規格化の推進等により木材の調達の容易化を図る。</p> <p>(実績) 中大規模建築物の横架材等として利用することができ柱材を積層接着した「接着重ね材」等のJAS規格の制定に向けた取組や、枠組壁工法構造用製材の強度区分追加のためのデータ収集を実施。</p> <p>また、JAS構造材の利用促進を図るため、JAS構造材を活用して実証的に建築した場合、JAS構造材の調達費の一部を支援する取組を実施。</p>
<p>木材需給のマッチングに向けた取組</p>	<p>国産材の安定供給体制の構築に向けた需給情報連絡協議会を活用し、木材需給のマッチングを図る。</p> <p>(実績) 国、都道府県、素材生産者、流通関係者、製材業者や苗木生産者等からなる全国7箇所の需給情報連絡協議会を2回（中央需給情報連絡協議会は2回）を開催し、国産材の需給情報を収集・共有。</p>
<p>木材利用に係る技術開発</p>	<p>需要者ニーズに対応しつつ、木材の特性を活かした加工技術の開発、新商品の開発等の取組を推進する。</p> <p>(実績) 中大規模木造建築に必要な耐火性能を満たす木質部材の開発やCLT等の利用拡大に向けた技術開発を実施するとともに、製材需要の創出に向けた技術開発等を支援。</p>

木造と他の構造との間の総合的比較評価	<p>木造とRC造等他の構造との間の建設コストや省エネルギー効果、健康面への影響等にかかる総合的比較評価を実施する。</p> <p>(実績) 木造と非木造のコスト比較を試算した結果及び木造建築物等の健康面への効果や省エネ性能の定量化に向けた調査結果の周知等を実施。</p>
土木分野における木材利用の促進	<p>地盤改良用木杭や残存型枠等の全国的な普及等を通じて土木分野における木材利用を促進する。</p> <p>(実績) 土木分野における木材利用を促進するため、地盤改良用木杭及びコンクリート型枠用合板について、実証結果の周知等を実施。</p> <p>木製構造物の設計価格の積算に必要な標準歩掛等の追加を行い、木製構造物の採用及び施工を促進する。</p> <p>(実績) 林野公共事業における木製構造物に関する歩掛等を充実。(木製構造物の施工歩掛は、標準歩掛42工法、暫定歩掛172工法)</p>
木材利用推進に関する人材育成	<p>耐火建築物等への木材利用を促進するため、木材を利用した建築物に携わることができる設計者等を育成する。</p> <p>(実績) 中大規模建築物の木造化・木質化に必要な知見を有する建築士等を育成するため、セミナーや情報発信等の取組を支援。</p>
木造化等に関する情報の収集・提供	<p>一般流通部材を活用する等して低コスト化を図った施設や、メンテナンス性の向上に配慮した施設等の優良事例に関する情報を収集し、適切な手段を用いて的確に提供する。</p> <p>(実績) 価格・品質競争力を持つ一般流通部材を活用した低層非住宅・中大規模木造建築物について、実績のある設計者・施工者の情報の公表など、技術の普及活動を支援。</p>
木材利用推進に関する具体的な説明の実施	<p>関係部局の土木工事の担当者等を対象とした、木材を利用する設計、施工に係る実践的、実務的な講習会の開催等を行う。</p> <p>(実績) 6月に各森林管理局及び都道府県の設計・積算等担当者を対象に設計・積算等説明会を開催し、追加及び見直しした木製構造物に関する歩掛等について説明・周知するとともに、木材利用推進の取組を依頼。。</p>
	<p>森林管理局及び森林管理署が、地方農政局等の農林水産省の地方出先機関や関係機関に対し、木材の調達方法等木材利用推</p>

	<p>進に関する具体的な説明を行う。</p> <p>(実 績) 各森林管理局が都道府県の協議会等と連携し、国の機関や地方公共団体に対して、木材の利用拡大に関する要請活動を実施。</p>
	<p>森林管理局及び森林管理署が、必要に応じて地方段階の都道府県の担当者会議等の場において、都道府県の林務担当部局と連携・協力し、木材の調達方法等木材利用推進に関する具体的な説明を行う。</p> <p>(実 績) 森林管理局及び森林管理署等が都道府県や市町村等の関係機関に対し、各種会議や協議会、意見交換等の機会に木材利用拡大に関する具体的な説明や市町村における木材利用推進方針の作成等を要請。</p>
<p>木材利用推進のための問合せ窓口による対応</p>	<p>農林水産省関係補助事業対象施設の木造化、内装等の木質化等を一層推進するために、木材利用推進中央協議会に設置された問合せ窓口により各種問合せに対応する。</p> <p>(実 績) 木材利用推進中央協議会に設置した問合せ窓口により、ホームページ等で紹介できる優良な木造施設の事例や間伐紙の入手先に関する照会等に対応。</p>

6 今後の取組

- 林野庁は、各局庁、地方組織、関係機関に対し、様々な場を活用し、改めて木材利用の意義、必要性を周知徹底する。
- 林野庁は、木材・木製品（割り箸を含む）の利用事例、地域材を活用した公共建築物の優良事例、木造化のコスト分析結果や新たな技術開発成果について、各組織に対し積極的に情報開示を行いつつ、庁舎内等でのさらなる推進を図る。
- 林野庁は、取組の不十分な組織等に対して、事情を聴取したうえ、必要な改善策の検討を求める。
- 各組織は、木材の利用がコスト面で対応し難いと思われる場合、自らのみで判断することなく、林野庁と相談して対応する。
- 林野庁は、合法伐採木材等を使用する業者、業界に対して、コスト低減、ニーズに合った製品づくり・供給を更に働きかける。また、各組織に対して製品等の情報提供を積極的に行う。
- 契約担当部局は、単価契約の物品に必ず「合法伐採木材等を使用した製品」等を入れる。
- 農林水産省庁舎のリノベーションやオフィスレイアウト変更に当たっては、積極的に内装等の木質化や木製品の導入を推進する。